

件名	愛媛県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
主管課	長寿介護課
根拠法令等	老人福祉法（昭和38年法律第133号） 第17条第1項
<p>【制定の概要】</p> <p>制定の経緯について</p> <p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）〔いわゆる第1次一括法〕により老人福祉法が改正されたことに伴い、これまで厚生労働省令で定められていた養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について、県の条例で定めることとされたものである。</p> <p>条例委任された基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 配置する職員及びその員数、居室の床面積等（従うべき基準） ・ 入所定員（標準） ・ その他の事項（参酌すべき基準） <ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省令により3類型（「従うべき基準」「標準」「参酌すべき基準」）に区分されており、「従うべき基準」及び「標準」については省令と同じ基準を定めるとともに、「参酌すべき基準」については、必要に応じて独自基準を設ける。 <p>独自基準について</p> <p>「参酌すべき基準」のうち次の項目について独自基準を設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常災害対策の拡充 <ul style="list-style-type: none"> ア．計画の掲示 <ul style="list-style-type: none"> 非常災害対策の具体的計画については、施設内の見やすい場所に掲示することを義務付ける旨の規定を設ける。 イ．備蓄の確保 <ul style="list-style-type: none"> 災害時にはライフラインが一時的に寸断される事態が予想されることから、非常事態に対応するため、非常食、飲用水、日用品等の備蓄の確保に努める旨の規定を設ける。 	
施行日	平成25年4月1日
【その他参考事項】	